

令和 6 年度

第 2 回 三種町国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時：令和 6 年 8 月 22 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場所：三種町役場 第 1 会議室

1. 委員定数 9名（定足数5名）

2. 出席及び欠席委員

○出席（8名） 加賀谷道則、佐々木里史、加賀谷由美子、大渕宏道、
戸松大輔、川村美樹子、工藤春信、船木政廣

○欠席（1名） 菊地次郎

3. 議事録署名員及び書記

議事録署名員 加賀谷道則、川村美樹子

書記 健康推進課 課長補佐 牧野和歌子

4. 事務局側出席者

町長 田川政幸

健康推進課 課長：小松仁、課長補佐：牧野和歌子、係長：北林孝典

税務課 課長：石井透、主査：熊谷朋子

5. 開会 午後1時30分

小松課長：

皆様おそろいですので、ただいまから令和6年度第2回三種町国民健康保険運営協議会を開会します。

改めまして、このたびは三種町国民健康保険運営協議会委員をお引き受けくださりありがとうございました。

心より感謝申し上げます。

6. 任命

小松課長：

本来であればこの会にて任命書の交付をすべきところでしたが、5月の協議会が前委員の任期中の開催であったこと、併せまして、皆様の任期の空白を避けるため、郵送での交付とさせていただきましたので、何卒ご了承くださいたいと思います。

ここで、協議会委員の構成等についてお知らせいたしますが、三種町国民健康保険条例第2条では、被保険者を代表する1号委員、保険医又は保険薬剤師を代表する2号委員、公益を代表する3号委員、それぞれ3名ずつとすることが定められております。

今回の改選で9名のうち4名が新任となりましたので、ここで私から委員の皆様を、右側前列から時計まわりにご紹介させていただきます。

2号委員で薬剤師の戸松大輔委員、3号委員の工藤春信委員、同じく3号委員の川村美樹子委員、1号委員の佐々木里史委員、同じく1号委員の加賀谷由美子委員、同じく1号委員の加賀谷道則委員、3号委員の船木政廣委員、2号委員で森岳温泉病院の院長で大淵宏道委員でございます。

なお、2号委員でドラゴンクリニック院長の菊地次郎委員は本日所用により欠席されておりますが、以上の9名により構成されておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

7. 職員紹介

小松課長：

職員の紹介をいたします。

はじめに私は健康推進課長の小松と申します。

税務課 石井税務課長、国保税担当の熊谷主査、

健康推進課 国保事業担当の北林係長、牧野課長補佐でございます。

8. 町長あいさつ

田川町長：

本日は大変お忙しいなか、令和6年度第2回目の三種町国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から国保事業の円滑な推進、運営に対しの確なご指導、ご協力を賜っておりますことに心からお礼申し上げたいと思います。

そして今回、改選ということで、新たに4名の任命をさせていただきました。

そして再任された方々も含めて、また3年の任期でございますから、皆様からさまざまなご意見を頂戴したいと思っていますのでよろしくお願いします。

まずは、7月25日に発生した豪雨により、昨年、一昨年に比べ被害が少ないとはいえ、3年連続で三種川氾濫による家屋の浸水や農地・道路等多くの被害が発生しております。

被災された皆様には心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧に町として全力で取り組んでまいりたいと思います。

我が国の国民皆保険制度の根幹である国民健康保険事業の健全な運営を図るため、先の運営協議会において国保税の課税方式の見直しと税率の改正についてご理解をいただいたところでございます。

そして6月の定例会において議決をいただきました。

皆様が平等に医療を受けられるこの制度を支え、町民が安心して暮らせる毎日が続くよう、引き続き健全な運営に取り組んで行かなければならないと考えておりますので、委員の皆様からは変わらぬご指導とご鞭撻をお願いしたいと思っています。

本日は、令和5年度の国保特別会計の決算及び条例改正、並びに6年度予算の補

正について協議をいただく予定となっております。

このあと開かれる9月定例議会において、決算ということで議員の皆様からご審議をいただくこととなりますので、このたび皆様からは慎重な審議と忌憚のないご意見を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

9. 会議成立の報告

小松課長：

本日の出席者は委員定数9名のうち出席者8名、欠席者1名でございますので、三種町国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、協議会規則第6条では、会長が議長となることと規定されております。

本日の会議は、委員改選後の初会合となりますので、会長が決まるまで町長が議長を務め、議事を進行させていただきます。

10. 会長及び会長代理の互選

田川町長：

それでは暫時、会長が決まるまで、議事の方を進行させていただきます。

次第の3であります。会長及び会長代理の互選について協議して参りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

小松課長：

会長及び会長代理の互選ということですが、会長は国民健康保険施行令第5条第1項で、会長代理につきましては同第2項で、共に公益を代表する委員、いわゆる3号委員から選挙するということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

田川町長：

以上の説明がありましたが、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

ご発言をよろしくお願いします。

委員：

事務局案はどうですか。

田川町長：

事務局案ということでございますので、事務局からお示しいただければと思います。

小松課長：

事務局案をお示ししたいと思います。

事務局案としましては、会長に、これまで3号委員の中で経験の長い船木政廣委員を、会長代理としてその次に経験のある工藤春信委員を、お示ししたいと思います。

田川町長：

事務局から船木政廣委員を会長に、工藤春信委員を会長代理としてお示しがありませんか。

ご異議ございませんか。

・・・（ 異議なしの声あり ）・・・

田川町長：

ご異議がないようですので、会長に船木委員、会長代理には工藤委員に決定したいと思います。

船木委員、工藤委員にはよろしくお願いします。

小松課長：

船木会長は会長席にご移動をお願いします。

11. 会長あいさつ

船木委員：

ただいま紹介のありました船木です。

よろしくお願いします。

非常にプレッシャーがかかっているわけですが、いずれ国保については、やっぱり町民の最後の医療のとりでという気持ちで、頑張っ

て参りたいと思います。そしてまた、中身につきましては、非常にデリケートな事業であると思っております。

どうぞ委員の皆様のご意見等をふまえながら、事務局のご協力を得ながら、職務を全うして参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

小松課長：

それでは、ここからは会長より進行をお願いしたいと思います。

1 2. 議事録署名員及び書記の選任

船木会長：

次第4について、議事録署名員には加賀谷道則さん並びに川村美樹子さん、書記には健康推進課課長補佐 牧野和歌子さんを指名いたします。

よろしくお願いいたします。

1 3. 報告事項

(1) 令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計決算状況について

船木会長：

令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計決算状況について事務局より報告をお願いします。

北林係長：

それでは、決算状況について、資料1により説明いたします。

資料1 令和5年度三種町国保の決算状況を1枚めくって目次をご覧ください。

1ページと2ページが収支決算状況、3ページ以降が決算の概要となります。

はじめに、1ページをご覧ください。

歳入について、説明いたします。

1 款 保険税

一般被保険者分、現年分、収納率97.75%、前年度比0.77%の増、
滞納繰越分、収納率22.73%、前年度比0.94%の増、
不納欠損額 計307万円、

退職被保険者分、滞納繰越分収入なし、不納欠損額なし、
全体で決算額2億8,835万8,000円、収納率90.63%、前年度比2.04%の増となっています。

2 款 使用料及び手数料

国保税の督促手数料8万7,000円です。

3 款 国庫支出金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金として9万2,000円、出産育児一時金臨時補助金として1万円が交付されております。

4 款 県支出金

普通交付金は、保険給付費の医療費に係る分が、県から交付されています。

特別交付金の内訳は、備考に記載の金額となっています。

福祉医療基盤強化補助金、療養給付費負担金や調整交付金の算定では、マルフク分が減額調整されているため、その減額分の1/2が県から交付されています。

5 款 財産収入

財政調整基金の利息2,879円です。

6款 繰入金

備考欄をご覧ください。

一般会計繰入金の内訳は記載のとおりです。

合計1億5,736万5,072円を一般会計から繰り入れしております。

基金繰入金を5千万円繰り入れております。

7款 繰越金

前年度の繰越金1,442万366円です。

8款 諸収入

国保税の延滞金、第三者行為求償納付金、返納金の収入分です。

次に、2ページをご覧ください。

歳出について説明します。

1款 総務費

国保事業における事務経費や委託料等を支出しており、内訳は備考欄のとおりです。

合計1,384万1,000円の支出です。

2款 保険給付費

療養給付費、支出額12億9,440万1,000円、前年度比8.01%の増
療養費、支出額1,010万2,000円、前年度比13.80%の増、
審査支払手数料、医療機関からの請求の審査を国保連合会に委託している手数料
で413万2,000円の支出です。

高額療養費、支出額2億2,649万9,000円、前年度比18.51%の増
となりました。

3款 国保事業費納付金

県へ支払う納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合計
5億2,285万2,000円です。

6款 保健事業費

国保の保健事業費で、特定健康診査等事業費1,747万3,297円、糖尿病
重症化予防対策事業費571万5,600円です。

7款 基金積立金

財政調整基金の利子2,879円を積立しております。

9款 諸支出金

過年度分保険税の還付が61万3,500円、還付加算金3,400円、保険給
付費等交付金返還金91万9,000円です。

歳入合計21億595万5,000円、歳出合計20億9,897万7,000
円、差引額697万8,000円、この金額が令和6年度へ繰越となります。

次に、3ページをご覧ください。

決算の概要について説明いたします。

(1) の表をご覧ください。

歳入歳出差引額 (C) から前年度繰越金 (D) と、基金繰入額 (F) を差し引き、積立金 (E) を足しまして実質単年度収支は5, 743万9, 000円の赤字となります。

(2) は、国保財政調整基金についてです。

令和5年度は5, 000万円取り崩し、令和5年度末の基金残高は9, 878万5, 000円となります。

4ページは、歳入歳出の科目の割合を、カラーの円グラフで表しています。

歳入の79.4%は国・県支出金、歳出の77.2%が保険給付費という状況です。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは、被保険者数と世帯数の前年度比較で、ともに記載のとおり減少しております。

被保険者数について、令和5年度は201人の減、減少率5.6%となっております。

6ページは、国民健康保険税についてです。

(1) 税率は、令和5年度も据置とし、賦課限度額は増額の改正がありました。

(2) 税額は、保険税の調定額及び収納額、収納率を記載しております。

現年度分について、令和4年度と令和5年度を比較しますと、調定額、収納額とも減少、収納率では97.75%で、0.77%の増となっております。

右側の表の1世帯当たり調定額は12万9, 586円で1, 703円の増、1人当たり調定額は8万5, 239円で、2, 200円の増となりました。

次に、7ページをお開きください。

保険給付についてです。

(1) 支払状況 令和4年度と比較しますと、合計で9.5%増、1億3, 314万8, 000円の増額となっています。

その他の給付として、国保加入者の出産に伴う出産育児一時金は1件、国保加入者の方の死亡に伴う葬祭費は36件となっています。

8ページは、医療費です。

こちらは治療に要した費用額と日数等を記載しています。

この2年間を比較しますと、訪問看護が、件数、金額とも増加しています。

真ん中の費用額欄をご覧ください。

令和4年度、計16億3,421万1,000円、令和5年度、計17億6,340万9,000円1億2,919万8,000円の増額となっています。

右から2列目の1人当たり費用額欄をご覧ください。

令和4年度、計45万6,994円、令和5年度、計52万2,492円、6万5,498円の増額となっています。

9ページをご覧ください。

三種町国保の保健事業です。

特定健康診査等事業

特定健康診査の受診率につきましては令和4年度は42.8%、令和5年度は44.9%となっています。

これまで受診率の向上が課題となっておりましたが、未受診者へのハガキによる勧奨により、今まで健診を受けていない層の受診率が増加したことで、実施率を伸ばすことができます。

特定保健指導

健診結果からメタボリックシンドローム又はその予備軍と判定された方への保健指導で、15.7%の実施率となります。

糖尿病重症化予防対策事業

糖尿病は、症状を放置したままにしておくと、人工透析へとつながり、医療費で試算すると1人あたり年間500万円の医療費がかかるため、そういったリスクの高い方に対して医療機関への受診勧奨や、保健指導を実施し腎不全や人工透析への移行を防止する事業になります。

受診歴及び健康診断の結果等の医療費分析から対象者を抽出しており、実績についてはご覧のとおりとなっています。

10ページ

ジェネリック医薬品差額通知事業

切り替えによる薬剤費軽減額が300円以上の対象者へ、通知により切り替えを促す事業となります。

8月と2月の年2回、ジェネリック医薬品差額通知を発送しております。

ジェネリック医薬品普及率については、令和5年度末現在で79.8%となっています。

令和5年度に通知した分の年齢別の切替割合、通知後1年間の効果額は記載のとおりとなっております。

決算状況の資料説明は、以上となります。

船木会長：

決算についての説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員：

9ページの保健事業の、未治療者受診勧奨というところです。

対象が16人のうち13人が勧奨をしたということだと思いますが、これについては実際の効果というか、実際受けてくれたとか、診療につながったとか、その辺の裏付けとかデータとかお持ちでしょうか。

16人のうち13人には勧奨をして、その後どうだったかどうか確認はできていますか。

牧野課長補佐：

未治療者の受診勧奨につきましては、町の保健センターの保健師が対応しておりまして、実際に受診したのを確認したのが13人となっております。

委員：

勧奨をした結果、受けてくれたのが13人なんですね。

結構まじめに受けてくれていて、それなりの効果があったんですね。

小松課長：

文書ではなく直接会って、行政職ではなくやっぱり保健師から行くというのが良かったと思われます。

委員：

そうですね、保健師さんたち一生懸命やってくれていますからね、その辺、効果があったんだろうと思います。

それから、その下の、同意を得て保健指導を希望される方が、意外に少なかったのですが、30人の対象があったけれども保健指導を希望していないと、これは何か要因があったのでしょうか。

分析とかあったものですか。

北林係長：

実際その参加するかしないかですが、希望をとる際に、参加しない場合に理由を書いてもらっているんですが、実際病院にかかっているから、あえて保健指導は受けないよ、という書かれ方をしている方が実態としては多かったです。

小松課長：

かかりつけ医があるので何かあればかかりつけ医の先生に相談するという方が

多く、先生方を通してすすめていけばもう少しは多くなったかもしれませんが。

委員：

実際に病院にかかっている人が対象となるわけですから、それはそれでいいということですかね。

それから最後のジェネリックについて効果があったようですけれども、医療現場の状況を皆さんに知っていただければと思ひまして。

小林製薬の問題もきっかけとなって、その前からちょっとあったんですが、ジェネリックを作っている会社の製造過程の管理が不透明で信頼がもてないと、医療機関のドクターサイドが思っていて、ジェネリックをなかなかすすめられないというのが基本的にはずっとあったんです。

厚労省は医療費削減のためにジェネリックをすすめてきていましたし、通知のハガキをもってくる患者さんもいました。

ところが最近、ジェネリックの薬がなくて、ジェネリックに変えた患者さんもまた元に戻さなければならなかったりと、現場では薬が不足していて、ジェネリックが追いつかない状況なんです。

田川町長：

ジェネリックを作る工場の生産量の不足なんですね。

委員：

そういう状況なので、今後もし切り替えの効果の数値が悪くなって何もやっていないんじゃないかという結果になったとしても落ち込まなくて大丈夫だという今の現場の状況をお伝えしておきます。

船木会長：

ほかにございませんか、なければ本案を原案のとおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

・・・（ 異議なしの声あり ）・・・

異議なしの声がありましたので、本案を原案のとおり決定したいと思います。

14. 報告事項

（2）国民健康保険条例の一部改正について

船木会長：

国民健康保険条例の一部改正について事務局より説明をいただきます。

北林係長：

続きまして、国民健康保険条例の一部改正についてですが、資料2をご覧ください。

概要に記載してありますように、令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、国民健康保険法から被保険者証の返還に関する罰則規定が削られることに伴い、本条例を改正するものです。

改正内容としましては、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削ります。

施行日については、令和6年12月2日から施行されますが、経過措置として、令和6年12月2日時点で被保険者証を交付されている世帯主に対する国保税滞納に係る被保険者証の返還及びこれに応じない場合の過料の適用については、なお、従前の例によることとします。

説明は、以上となります。

委員：

これはマイナンバーのことですか。

北林係長：

今現在の今回発送した被保険者証は1年間有効なのですが、12月2日以降に国保に加入する場合は資格確認証が発行されることになるため、被保険者証という言葉自体がなくなるということです。

委員：

法律が変わるということで、それに準ずるということですね。

委員：

言葉だけが変わるのですか。

内容は変わらないのですか。

北林係長：

12月2日以降になると運用も変わりまして、12月2日以降は被保険者証を発行しないということです。

委員：

カードみたいなのが送られるのですか。

北林係長：

新しい資格確認証については、おそらくカードタイプになると思いますが、県内の町村で同じシステムを使っている関係などもありましてレイアウトがどうな

るかというのが、まだ確定はしていない状況です。

田川町長：

基本、マイナ保険証を使ってくれということですね。

北林係長：

マイナンバーカードに医療機関が受診できるように紐付されていない場合は、資格確認証に変わってしまうということです。

委員：

今の保険証は来年の7月まで使えるということですが、7月以降は、マイナンバーカードに紐付されていない場合は、交付してもらう手続きをするのですか。

北林係長：

町で紐付されていない人を把握する作業がありますので、町から送ることになります。

小松課長：

本人からの申請ではなく、紐付されていない人には町から送ることになります。

委員：

マイナ保険証を使いたくない人が、資格確認証で病院にかかるということなんですね。

北林係長：

12月2日以降は被保険者証を紛失した場合でも再発行ができないため、資格確認証を出すことになります。

委員：

全体像が見えないのですが、詳しいことがまた出てくると思います。

委員：

一般の人へはどういう説明をしていますか。

チラシを流したりしていますか。

委員：

広報には載せていましたね。

委員：

指定された手紙ならいいでしょうが、広報は見る人と見ない人がいます。そのあたりを工夫しないと、当分の間は迷うと思います。

小松課長：

広く周知するには、一番は全戸に配布される広報だと思います。確かに見ない方もいるようですが、確実に全世帯に配布される広報手段だと思いますので、くり返しの周知をしていきたいと思います。来年度の賦課の時とか、広報以外の周知可能な方法があるかどうか。私達としましては広報でと考えておりますが。

委員：

広報だけの対応はだめだと思う。

小松課長：

三種町のみではなく全国のことなので、今日は北羽新報さんもいらっしゃっていますが、この後、報道関係で周知されていってそれで分からなければ町の方へ聞いてもらうということになるかと思います。

委員：

12月の下旬にでも、全世帯へこのように変わるとお知らせすればどうでしょうか、限られた人に。

田川町長：

うちの町だけのことでなくて全国的に変わるので、いろいろな意味で報道でも取り上げてくる話だろうなと思いますけれども。

委員：

高齢化になってきていて、テレビも見ない人もいますので。年寄りにも分かりやすくしていただければと思います。

船木会長：

いずれ広報等を通じてよろしくお願いします。
ほかにございませんか、なければ本案を原案のとおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありましたので、本案を原案のとおり決定したいと思います。

15. 協議事項

令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計9月補正予算（案）について

船木会長：

令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計9月補正予算（案）について事務局より説明をお願いします。

北林係長：

9月補正について、資料3で説明いたします。

はじめに歳入から説明します。

歳入

1款 保険税については、7月に本算定が行われ、本年度の税額が確定したための補正です。

490万6,000円の増額となっています。

3款 国庫支出金については、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業費の分266万2,000円の増額となります。

6款 繰入金については、マイナンバーカード関係事務費等になりまして、47万3,000円の増額となります。

7款 繰越金、前年度繰越金697万7,000円の増額となり、歳入合計1,501万8,000円の増額補正です。

次に、2ページをご覧ください。

歳出については、1款の総務費と7款の基金積立金になります。

1款 総務費については、マイナンバーカード関係事務費、国保連合会負担金の分として、313万5,000円の増額です。

7款 基金積立金ですが、1,188万3,000円の増額となります。

9月補正予算についての説明は、以上となります。

船木会長：

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小松課長：

今回の補正は、国保税の歳入と繰越金処理が主なものです。

これまで収支調整分を予備費に積んでいましたが、今回は予備費に積むと予備費が2千万円を超えるため、基金に積み立てることという処理をしております。

質疑がないようなので、本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありますので、本案については、原案のとおり決することに決定しました。

船木会長：

予定した次第が全部終了しましたが、その他、何かございませんか。

委員：

その他として、聞いてもいいですか。

令和5年度の税率と令和4年度と税率が同じですが、令和3年度も税率改正はなかったのですか。

小松課長：

平成29年度から令和5年度まで税率改正はありませんでした。

委員：

個人的な考えなんですけれども、若干でも税率改正をしていくべきと個人的には考えておりまして。

3千万、5千万円と基金を取り崩していたのは、補助金等も見てそれなりに納得したのですけれども。

令和6年度は農業所得が増えるのではないかと思います。

応能応益の割合は51：49のようで、県内の市町村でばらつきもあると思いますが、国保加入者が減っていきながら農業所得の増減があり、ある程度税率はその年に応じた改正をしていくべきと個人的には思いますので、その他として、話させていただきました。

小松課長：

令和3年度に所得が下がった経緯があって基金を取り崩していて、その後も令和4年度も令和5年度も所得が回復しなくて基金を取り崩したという状況です。確かに原理原則では、その年の所得や納付金等をみながら税率改正をするのが本当だと思います。

6月の議会でも答弁した内容ですが、国保の都道府県化で、関西の方では同じ所得で同じ家族構成であればどの市町村に住んでいても同じ税率という完全統一の都道府県もあります。

秋田県は統一の水準に向けて協議が進められていて、その先には完全統一がありますが、完全統一まではまだ時間がかかるものと思われます。

頑張って医療費を削減している市町村は反対するのは当然だと思いますし、三種町は医療費が高いので下がるわけですが、市町村によって諸事情があるため秋田県は完全統一は最後になるのかなと思われます。

税率改正が毎年となると担当者としては少し事務のハードルもあると思います。

委員：

所得が増えた時に、現状維持なのか、若干下げるのがいいのかなども。

小松課長：

平成25年度は税率を下げていますので、下げるということも当然必要に応じてあると思います。

船木会長：

委員からお話がありましたけれども、いずれデリケートな問題だなと思ひまして、なかなか結論を出せないことだと思いますが、今後そのへんも含めて議論してもらいたいと思います。

11. 閉会

午後2時20分

船木会長：

予定した次第が全部終了しました。

これをもちまして閉会いたします。

この会議の顛末を記載して相違ないことを証明するために署名する。

令和6年8月22日

議事録署名員 会 長 船木 政廣

委 員 加賀谷 道則

委 員 川村 美樹子